

特別職の報酬などの状況(平成19.4.1現在)

区分	報酬などの月額	期末手当(平成18年度支給割合)	
市長	927,000円	6月期 1.60 月分	12月期 1.75 月分
副市長	781,200円	計 3.35 月分	
議長	551,000円	6月期 1.45 月分	12月期 1.60 月分
副議長	507,000円	計 3.05 月分	
議員	475,000円		

- (注) 1 平成18年4月1日から収入役を廃止しました。
 2 市長・副市長には、地域手当は支給されません。
 3 給料、期末手当および退職手当については、平成13年4月1日から7年間、市長は10%、副市長は7%カットしています。
 4 議員の報酬および期末手当については、平成13年4月1日から7年間、年間約4%カットしています。

一般行政職の級別職員数の状況(平成19.4.1現在)

区分	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	計
	標準的な職務内容	部長	次長	課長	課長補佐	係長	主事	主事	
職員数	人 9	人 14	人 50	人 72	人 99	人 101	人 24	人 9	人 378
構成比	% 2.4	% 3.7	% 13.2	% 19.0	% 26.2	% 26.7	% 6.4	% 2.4	% 100
参考) 前年の構成比	% 2.0	% 3.8	% 12.2	% 19.0	% 28.1	% 25.8	% 7.6	% 1.5	% 100

(注) 平成18年度に10級制から8級制に変更しています。(旧給料表の1級および2級ならびに4級および5級をそれぞれ統合しました。)

昇級への勤務成績の反映状況

① 勤務成績の評定の実施状況

地方公務員法第40条に基づき、毎年10月1日を評定日として全職員に対して勤務成績の評定を実施しています。

② 昇級への勤務成績の反映状況

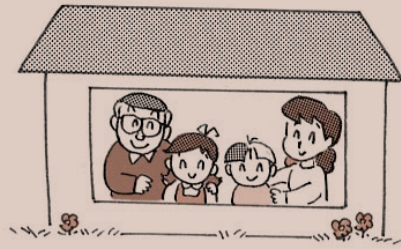
能力、業績と勤務態度および目標管理を要素とし、総合的に5段階の絶対評価を行う人事評価システムを検討・構築中であり、既存の勤務評定により昇級区分を決定しましたが、特段の理由がない限り差を設けていません。

職員の勤務時間と休暇などの状況

勤務・休憩時間

勤務時間	月曜日～金曜日の各日の午前8時30分～午後5時15分 (休憩時間を除き4週間を超えない期間につき1週間当たり40時間)
休憩時間	午後0時15分～1時

(注) 職務または職場の特殊性によって、特別の形態で勤務する職員もいます。



年次有給休暇の取得状況(平成18年度実績)

区分	人数	日数	1人当たり日数
本庁など	467人	6,525.5日	14.0日
保育園	116	1,055.9	9.1
消防	100	1,176.6	11.8
競艇	33	249.8	7.6
病院(医療)	338	4,246.1	12.6
計	1,054	13,253.9	12.6

その他の勤務条件

年次有給休暇	年度20日付与
病欠休暇	3カ月
特別休暇	結婚休暇 5日 夏季休暇 3日 産前産後休暇(各8週)、忌引など

職員の分限および懲戒処分の状況

分限の状況(平成18年度)

処分事由		処分者数
心身の故障の場合	地方公務員法第28条第2項第1号	8人
刑事事件に関し起訴された場合	地方公務員法第28条第2項第2号	-
条例で定める事由の場合	地方公務員法第27条第2項	-

(注) 分限処分とは、心身の故障、刑事事件での起訴など職務が十分に果たせない場合において、公務能率の維持を目的に行う処分です。

懲戒処分の状況(平成18年度)

処分事由		処分者数
法令に違反した場合	地方公務員法第29条第1項第1号	4人
職務上の義務に違反または職務を怠った場合	地方公務員法第29条第1項第2号	-
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	地方公務員法第29条第1項第3号	1人

(注) 懲戒処分とは、地方公務員法などに違反した場合や職務上の義務違反などに対して、秩序維持を目的に行う処分です。